

基本政策III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

障害のある子どもや大人を取り巻く環境は「障害者の権利に関する条約*」の批准やいわゆる「障害者差別解消法*」の制定等により、大きく変わろうとしています。共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム*構築の具体的な取組を検討する必要があります。また、本市においては特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しており、通常の学級においても、発達障害*の他、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、様々な教育的ニーズのある子どもが増加している現状があります。そのような状況の中、すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を実施していきます。

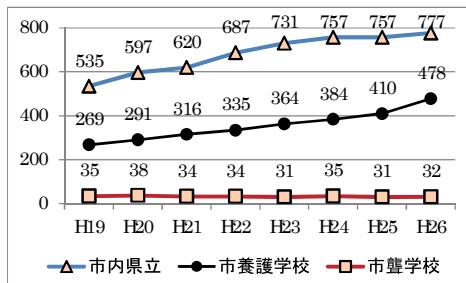
■現状と課題

本市の知的障害を主とした市立特別支援学校3校（分校含む）の在籍児童生徒数は、平成19年度以降増加傾向にあり、施設の狭隘化や障害の多様化、重複化への対応、卒業後の進路等が課題となっていました。そのため、3校の再編整備や分教室設置、医療的ケア*支援の充実などに取り組んできました。

また、川崎高等学校附属中学校を除く市立小・中学校のすべての学校に設置している特別支援学級の在籍児童生徒数も増加傾向となっており、障害も重度化、多様化しています。様々な教育的ニーズに対応するため、指導にあたる教員の専門性や学級経営力を高める必要があります。

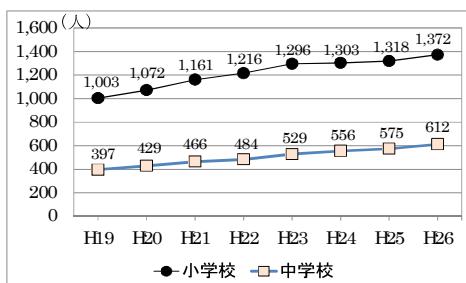
一方、通常の学級においては、在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する校内支援体制の整備に取り組み、小・中・高等学校の全校において特別支援教育コーディネーター*を指名し、校内委員会を設置するとともに、学校の状況に応じて特別支援教育センターの配置を行ってきました。今後は、コーディネーターの機能拡充を図るとともに特別支援教育センターのより適正な配置を進めていく必要があります。また、高等学校においては、校内支援体制のさらなる充実に加え、就労支援等の効果的な支援の在り方について検討を進めていく必要があります。

■市内特別支援学校の児童生徒数の推移



資料：川崎市教育委員会調べ

■特別支援学級在籍者数の推移



資料：学校基本調査

基本政策III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

いじめについては、その態様が年々変容し、潜在化、巧妙化等が進んで見えにくくなるほか、パソコンやスマートフォンの普及に伴う新たな問題も生じています。本市の状況として、いじめの認知件数は中学校ではほぼ横ばい、小学校では増加傾向が見られ、いじめの解消率は小・中学校ともに60%から80%台を推移しています。全国的にいじめ問題が深刻化する中、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法*」が施行され、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針*」が定められました。それを受け、本市でも平成26年5月に「川崎市いじめ防止基本方針」を策定、10月には「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例」を制定し体制整備を進めました。今後も、学校、家庭、地域において、いじめ防止への意識を高く保っていくことが必要です。

その他、不登校児童生徒の出現率がほぼ横ばいで推移していること、小・中学校の就学援助*の認定者数及び認定率が増加傾向にあることなど、子どもが抱える多様な今日的課題

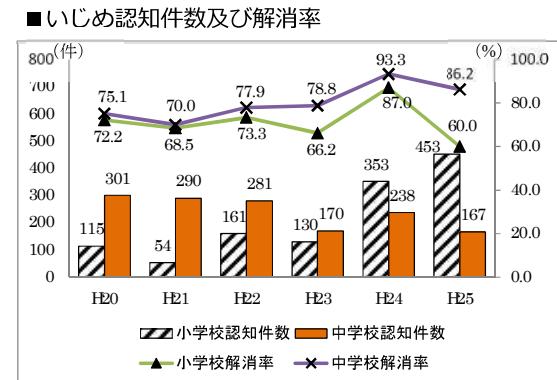
に対しても適切な支援を行う事が求められます。このような課題に対応するため、本市では現在、小学校における児童支援コーディネーターの専任化を進めており、従来の特別支援教育コーディネーターの機能に加え、いじめの早期発見・早期対応など様々な教育的ニーズに適切に対応できる校内体制づくりを進めています。今後も引き続き、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を総合的に推進していくことが必要となっています。

■政策目標

すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

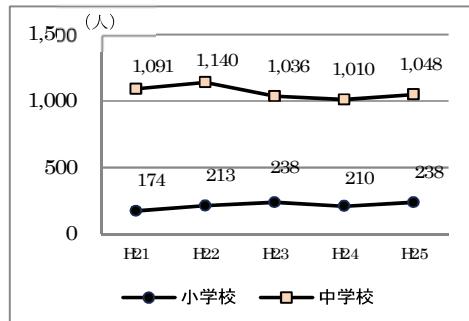


児童との毎朝のあいさつの中で、子どもの様子や変化に気を配る児童支援コーディネーター



資料：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

■不登校児童生徒数



資料：学校基本調査

● 小学校 ● 中学校



かわさき共生*共育プログラム
コミュニケーションによる人間関係の形成を目指した仲間づくり

基本政策III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

■参考指標

(基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とするための数値であり、この数値のみをもって基本政策の成果とするものではありません。基本政策の評価は、事業の進捗状況等を踏まえて総合的に行います。)

指標名	児童支援活動推進校*における支援の必要な児童の課題改善率（小学校）		
指標の説明	児童支援活動推進校において把握している支援の必要なすべての児童数に対して、その後の支援によって課題が改善及び改善傾向にある（6月時点）児童の割合		
実績値(H26)	87%	目標値(H29)	97%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	児童支援活動推進校における支援の必要な児童に対する支援の未実施率（小学校）		
指標の説明	児童支援活動推進校において把握しているすべての支援の必要な児童数に対して、その後の支援が実施できなかった（6月時点）児童の割合		
実績値(H26)	2.7%	目標値(H29)	0%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	個別の指導計画*の作成率（小・中・高等学校）		
指標の説明	すべての市立小・中・高等学校数に占める、通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対して個別の指導計画を作成した学校の割合		
実績値(H26)	56%	目標値(H29)	70%

【出典：川崎市教育委員会調べ】

指標名	いじめの解消率			
指標の説明	いじめが解消した割合（解消した件数／認知件数×100）			
実績値(H25)	小学校 中学校	60% 86.2%	目標値(H29) 小学校 中学校	80% 90%

【出典：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果】

指標名	いじめに関する意識			
指標の説明	「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合			
実績値(H26)	小6 中3	76.8% 62.2%	目標値(H29) 小6 中3	100% 100%

【出典：全国学力・学習状況調査】

指標名	不登校児童生徒の出現率			
指標の説明	何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、連続又は継続して30日以上欠席した児童生徒数の割合 (不登校児童生徒数／全児童生徒数×100)			
実績値(H25)	小学校 中学校	0.34% 3.65%	目標値(H29) 小学校 中学校	0.30% 3.47%

【出典：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果】

施策1. 支援教育の推進

支援教育とは、今後の共生社会の実現を推進するための教育の在り方であり、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育のことをいいます。本施策では、すべての子どもが必要な教育的支援を受け、できる限り同じ場で学ぶことを通じて、学習に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごす中で助け合い、支え合って生きていく力を身につけることを目指します。

- 小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、児童支援コーディネーターの専任化を推進します。
- 「特別支援教育推進計画*」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させるとともに、さらに、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- いじめ・不登校の未然防止、早期発見・解決を図るため、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組を進めるとともに、「かわさき共生*共育プログラム」の実施、教育相談体制の充実などを図ります。
- 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して就学援助を実施します。
- 海外帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導や学習支援等の充実を図るなど、ニーズに応じた支援を推進します。

共生社会の形成をめざした支援教育の推進とインクルーシブ教育システム

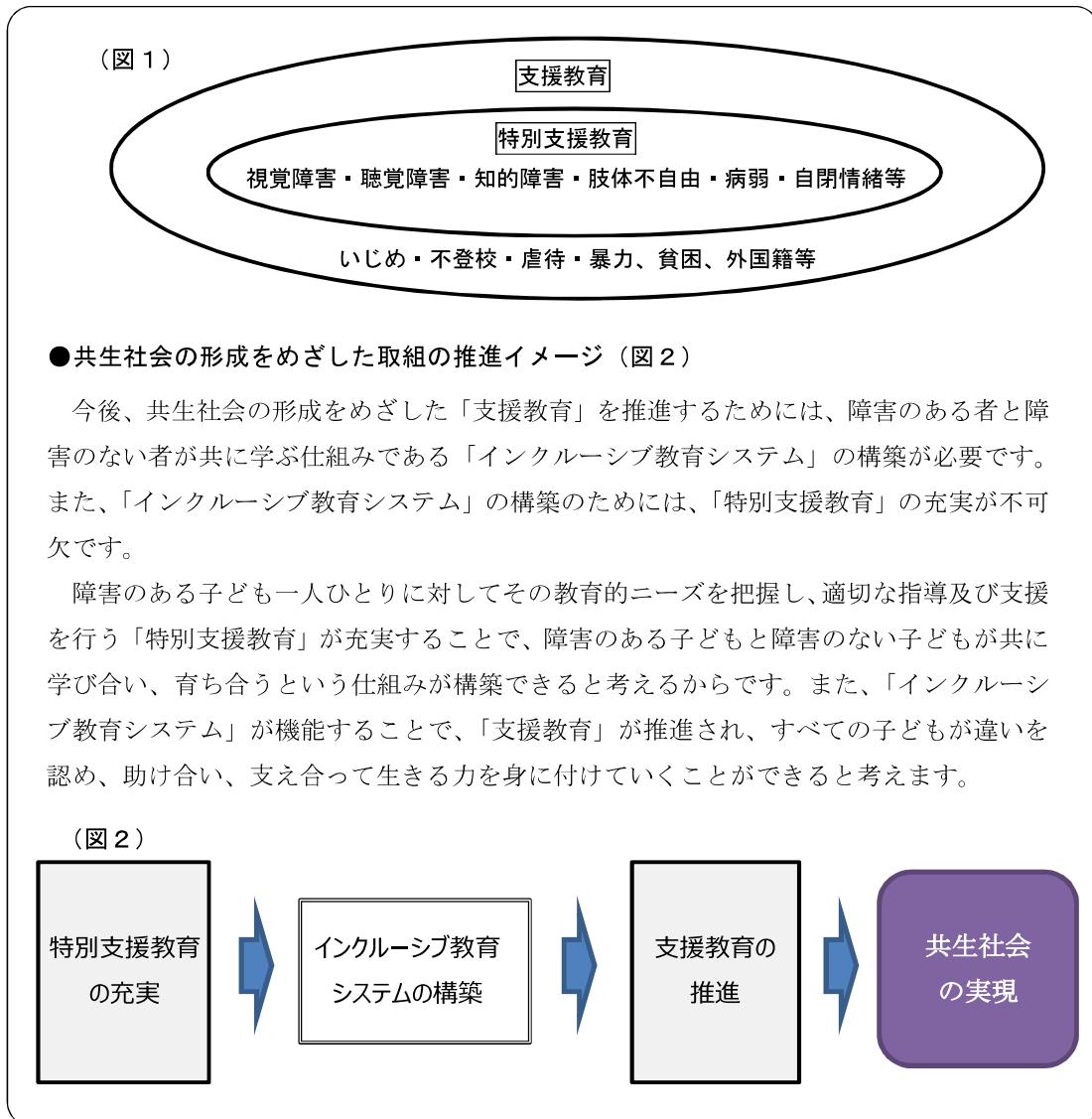
● 支援教育と特別支援教育の対象（図1）

「特別支援教育」は、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切な指導及び支援を行う教育です。

「支援教育」は、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもまで枠組みを広げ、いじめ、不登校、貧困、精神疾患等の多様な教育的ニーズのある子どもに対して適切な支援を行うものであり、また教育的ニーズのある子どもと共に学ぶ子どもの共生の精神の育成にもつながるものです。

「インクルーシブ教育システム」は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合い、育ち合う仕組みです。

基本政策III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する



事務事業名	現状	事業計画		
		H27	H28	H29
児童支援コーディネーター専任化事業	<p>●小学校44校で児童支援コーディネーターを専任化</p> <p>●小学校における児童支援コーディネーター専任化により、ニーズに応じた支援体制を構築し、外部機関との連携や幼保との連携・中学校への引継ぎ、若手教員の育成など、小学校段階における早期の適切な支援と教育を実施します。</p>	<p>●小学校65校で児童支援コーディネーターを専任化</p> <p>●児童支援コーディネーター専任化の推進</p>		→

基本政策III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

事務事業名	現状	事業計画		
		H27	H28	H29
特別支援教育推進事業				
●第2期特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育を推進します。 ●共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムを構築します。 ●教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備します。 ●小・中・高等学校における支援体制を整備します。 ●教職員の専門性の向上を図ります。 ●相談や保護者支援のあり方を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援教育サポーターの配置（120名） ●小・中学校通級指導教室の課題への対応検討 ●入院・入所児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の学習支援の実施 ●中央支援学校高等部分教室の拡充方針の検討 ●特別支援教育推進モデル校（中学校）の報告会等で取組の成果を発信 ●高等学校における望ましい支援の在り方の検討 ●専門職（自立活動教員）の特別支援学校への配置の検討 ●専門性を高めるための研修の実施 ●サポートノートの効果的な活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援教育の理念の理解促進 ●特別支援教育サポーターの配置（120名） ●小・中学校通級指導教室の課題への対応検討 ●入院・入所児童生徒や医療的ケアを必要とする児童生徒の学習支援の実施 ●児童思春期病棟入院児童生徒への訪問指導の実施 ●中央支援学校高等部分教室の拡充等改修工事実施設計 ●特別支援教育推進モデル校（中学校）の報告会等で取組の成果を発信 ●高等学校における特別支援教育を推進するための検討委員会の設置 ●専門職（自立活動教員）の配置の検討 ●専門性を高めるための研修の実施 ●サポートノートの効果的な活用の推進 ●（仮称）こども心理ケアセンター*内学級の教育課程の編成等開設準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中・高等学校への状況に応じた特別支援教育サポーターの配置 ●（仮称）こども心理ケアセンター内学級の開設 	→

基本政策III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

事務事業名	現状	事業計画		
		H27	H28	H29
共生・共育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな人間関係を育む「かわさき共生*共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。 ●「効果測定*」の活用により、子どもへの理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校における「かわさき共生*共育プログラム」の実施 ●担当者研修の実施 ●研究推進校での効果測定についての検証 	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校における「かわさき共生*共育プログラム」年間6時間実施の推進 ●年間3回、担当者研修の実施 ●研究推進校での効果測定についての検証 	↗
児童生徒指導・相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラー*を市立全中学校に配置するとともに、市立小学校・高等学校に学校巡回カウンセラー*を派遣し、各学校で不登校やいじめの問題への対応だけでなく、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。 ●子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に1名配置し、関係機関との連携により問題の解決を支援します。 ●組織的に対応する校内体制づくりや、地域や関係機関等との連携を推進し、児童生徒理解・相談体制の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 ●市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣 ●各区1名のスクールソーシャルワーカーの配置 	<ul style="list-style-type: none"> ●市立全中学校へのスクールカウンセラーの配置 ●市立小学校、高等学校への学校巡回カウンセラー7名の派遣 ●各区1名のスクールソーシャルワーカーの配置 	↗
適応指導教室事業	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校の児童生徒の居場所（安心安全感を得る場所）として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動の他、きめ細やかな相談活動を通して、子どもたちの自主性の育成や、人間関係の適性・自尊感情を高めることにより、状況の改善を図り、学校や社会への復帰につながるように取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内6箇所での適応指導教室の運営 ●メンタルフレンド*（ボランティア学生）の募集及び配置 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内6箇所での適応指導教室の運営 ●メンタルフレンド（ボランティア学生）の募集及び配置 	↗

基本政策III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

事務事業名	現状	事業計画		
		H27	H28	H29
海外帰国・外国人児童生徒相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ●総合教育センターを中心に、区・教育担当、各学校と連携した相談・就学体制づくりを進めます。 ●日本語指導が必要な児童生徒に、日本語指導等協力者（学習支援員）を派遣します。 ●日本語指導が必要な児童生徒に対して、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ●日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の実施 ●各学校における受け入れ体制づくりのため、帰国・外国人児童生徒担当者会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の充実 ●日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の推進 ●帰国・外国人児童生徒教育担当者会の実施 ●国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> → → → → ●国際教室（日本語教室）における特別の教育課程の実施 ●小・中・特別支援学校における特別の教育課程の実施に向けた検討
就学援助・就学事務	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的理由のため就学困難と認められる学齢児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助金を支給します。 ●学校教育法等法令に基づき、学齢児童及び生徒の就学事務を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●中学生の部活動にかかる経費を新たに支給 ●全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことにより、援助を必要とする対象者への確定な援助費の支給 ●学齢簿のオンライン化検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●全保護者への申請書の配布及び申請意思の確認、所得照会を行うことにより、援助を必要とする対象者への確定な援助費の支給 ●学齢簿のオンライン化準備 	<ul style="list-style-type: none"> → → ●学齢簿のオンライン化
奨学金認定・支給事務	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的理由のため修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。 ●経済的理由のため修学が困難な大学生に対し、奨学金を貸与します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●高校奨学金及び大学奨学金の制度見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●高校奨学金及び大学奨学金の制度見直し検討 	<ul style="list-style-type: none"> →